

令和 8 年度

物件番号 民市物第 3 号

物 件 名 つがる市斎場及びつがる市車力斎場残骨灰売払

縦 覧 資 料

つ が る 市
(民生部市民課)

物件番号 民市物第 3 号

つがる市斎場及びつがる市車力斎場残骨灰売払仕様書

1 概要

残骨灰に含まれる有価物を再資源化するため、買受人は、つがる市斎場及びつがる市車力斎場から発生する残骨灰を回収し、残骨、有価物、廃棄物等必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行い、売払人にその報告を行うとともに、引渡しを受けた火葬件数に応じた金額を売払人に支払うものとする。

また、買受人は、つがる市斎場の動物の骨を回収し、買受人が所有又は提携する墓地等に適切に埋蔵するものとする。

2 売払物件及び予定数量

(1) 売払物件

つがる市斎場及びつがる市車力斎場において発生する残骨灰

(2) 予定数量（つがる市斎場及びつがる市車力斎場における 1 2 歳以上の火葬件数のみ）

5 9 5 件 見込

3 契約方法 単価契約（単位 円/件）

4 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 残骨灰の保管場所及び引渡場所

(1) つがる市斎場 つがる市木造下福原篠原 1 1 6 番地 3 3

(2) つがる市車力斎場 つがる市牛潟町鷺野沢 2 9 番地 7 0 9

6 火葬炉の形式等

(1) つがる市斎場 台車式火葬炉 3 基

(2) つがる市斎場（小動物） 台車式火葬炉 1 基

(3) つがる市車力斎場 台車式火葬炉 1 基

7 残骨灰の処理等

(1) 残骨灰の分別

買受人は、残骨灰について、残骨、有価物、廃棄物等、必要な分別を行った上で、それぞれ関連法令に基づき適正な処理を行うものとする。

(2) 残骨の埋蔵

買受人は、残骨については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48

号)」の趣旨に従い、礼節をもって適切に取り扱った上で、買受人が所有又は提携する墓地等に適切に埋蔵するとともに供養することとし、それ以外の場所に搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。なお、埋葬する場所は、青森県にあって、市民が参拝できるものとする。

(3) 有価物の処理

買受人は、有価物については、適正に再資源化するものとする。

(4) 廃棄物等の処理

買受人は、廃棄物等については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等、その他についても関係法令を遵守し、適正に処理した上で売払人に報告するものとする。

8 火葬件数の算定

最終引渡日の翌日から、本件引渡し予定日前日までの火葬件数によるものとする。

9 残骨灰の引渡し

(1) 事前準備

買受人は、本契約締結後、売払人の指定する場所に残骨灰回収容器（以下「ドラム缶等」という。）を設置しなければならない。設置日時は、事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

(2) 引渡日時

①必要に応じて行うものとする。

②引渡日時は、事前に打ち合わせをし、決定するものとする。

(3) 引渡方法

①売払人は、発生した残骨灰を順次上記のドラム缶等に保管するものとする。

②買受人は、立会いのもと、残骨灰を保管したドラム缶等と空のドラム缶等を交換することで引渡しを受けるものとする。（ただし、最終回は交換不要。）

(4) 引渡確認

引渡しの際、買受人は「残骨灰受領数量確認書」（様式任意）を売払人に提出するものとする。

(5) 処理報告

買受人は、「残骨灰の処理報告書（任意様式）」に必要事項を記載し、引渡しを受けた毎に売払人に提出するものとする。また、同報告書には、残骨灰の処理状況の分かる写真を添付するものとする。

なお、廃棄物の処理については、マニフェストの写し等を添えて、適正に処理したことを別途報告すること。

10 動物の骨の処理等

(1) 動物の骨の保管場所及び引渡場所

つがる市斎場

つがる市木造下福原篠原 1 1 6 番地 3 3

(2) 動物の骨の埋蔵

買受人が所有又は提携する墓地等に適切に埋蔵するとともに供養することとし、それ以外の場所に搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。なお、埋葬する場所は、青森県内にあって、市民が参拝できるものとする。

(3) 引渡確認

動物の骨の引渡し時、買受人は「動物の骨受領数量確認書」(様式任意)を売払人に提出するものとする。

(4) 処理報告

買受人は、動物の骨を埋蔵し、供養した後に「動物の骨の処理報告書」(任意様式)を売払人に提出するものとする。また、同報告書には、動物の骨の処理状況が分かる写真を添付するものとする。

11 残骨灰の引渡開始日の 5 日前までに提出する書類

(1) 「責任者・作業従事者名・使用車両等届」(様式任意)

(2) 残骨灰の分別・再資源化を行う施設及び工程の概要(様式任意)

12 調査等

売払人は、必要に応じ、契約に定める履行状況について調査することができる。

13 引渡諸経費

残骨灰の引渡にかかる諸経費は、買受人の負担とする。

14 責任事項

残骨灰の引渡後に損害(第三者に及ぼした損害も含む。)が生じたときは、その原因が売払人の責に帰すべき場合を除き、買受人が責任を負う。

15 秘密の保持

買受人は、この契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

16 その他

- (1) 買受人は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売払人の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売払人と買受人で協議するものとする。

つがる市斎場 位置図



車力斎場 位置図

